

被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例適用申告書

令和 年 月 日

能登町長 宛

(申告者)

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

個人番号又は法人番号 _____

令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けるため、関係資料を添えて次のとおり申告します。

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

※ 代替償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいいます。
被災償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産をいいます。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額(円)			
構築物					
機械及び装置					
船舶					
航空機					
車両及び運搬具					
工具、器具及び備品					
合計					

※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

1 対象者

- ・被災償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持ち分を有する者を含む）
- ・売主が所有権を留保している場合における被災償却資産の買主
- ・被災償却資産の所有者が個人の場合、相続があったときにおける相続人
- ・被災償却資産の所有者が法人の場合、合併により消滅したときにおける合併後存続する法人、もしくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※被災償却資産の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます。

2 被災償却資産の要件

以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和6年能登半島地震により、滅失又は損壊した償却資産であること
- (2) 代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと

3 代替償却資産の要件

以下の (1) 又は (2) の要件を満たすもの

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した償却資産であること（中古取得を含む）
※被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- (2) 被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

4 代替償却資産の取得・改良の期間

令和6年1月1日から令和11年3月31日まで

5 特例の内容

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

6 提出書類

- (1) 被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例適用申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が災害発生時に被災地に所在したことを証する書類
被災償却資産が所在した市町村が発行する令和5年度償却資産課税台帳（写）、令和5年度償却資産申告書及び種類別明細書の控え等
※被災償却資産が能登町に所在していた場合は、提出は不要です。
- (4) 被災償却資産が令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した旨を証する書類
被災状況の写真、廃棄証明書（マニフェスト）、領収書、被災証明書 等
- (5) 代替償却資産の所有者が被災償却資産の所有者と異なる場合は、その関係を確認できる書類
 - ・所有権を留保されている被災償却資産の買主：売買契約書 等
 - ・相続人の場合：戸籍謄本 等
 - ・合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割承継法人の場合：法人登記簿謄本 等

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※必要に応じて関係機関（市町村等）に問い合わせをする場合があります。

7 提出期限

代替償却資産を取得または改良を行った翌年の1月31日

8 提出先

〒927-0491 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1 能登町役場税務課